

平成25年第2回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成25年 6月 5日
 本日の会議 平成25年 6月10日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒井 通博 君 議 事 課 長 浜野 洋子 君
 参 事 中山 庄治 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君	建 設 部 長 日野 勉 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 吉村 邦彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君	生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君
教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君	政 策 推 進 室 長 荒木 重臣 君
総 務 課 長 古賀 洋 君	財 務 課 長 宮崎 望 君
管 財 課 長 山下多喜男 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 中村 文彦 君	企 画 課 長 松浦 篤美 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 浜口 務 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 帯田 由寿 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 浦川 圭一 君	会 計 課 長 酒井喜代彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君

会議録署名議員

10番 西岡 克之 議員

11番 岩永 政則 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時27分

平成 2 5 年第 2 回長与町議会定例会

議事日程（第 4 号）

平成 2 5 年 6 月 1 0 日（月）

午 前 9 時 3 0 分 開議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	4 6	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	文厚
2	4 7	町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の締結について	
3	4 8	土地の取得について	建産
4	4 9	町道路線の廃止について	建産
5	5 0	町道路線の認定について	建産
6	5 1	平成 2 5 年度長与町一般会計補正予算（第 1 号）	総務
7	5 2	町長、副町長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例	総務
8	5 3	長与町職員の給与の臨時特例に関する条例	総務

付託予定の委員会

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第46号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町議長

(吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。引き続き御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第46号から申し上げたいと思います。長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

今回の改正は、身体障害者手帳3級及び療育手帳B1所持者で、後期高齢者医療制度が適用となる中度障害者及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者の通院医療費を新たに対象に加え、助成率を3分の2から2分の1とした長崎県福祉医療制度の見直しとDV被害者を対象に加える児童扶養手当法の改正に伴い、所要の改正を行い、あわせて条文の整理をするものでございます。

それでは、主な改正点につきまして、御説明を申し上げます。

今回の改正では、心身障害者の規定はすべて障害者と改めております。

第2条の改正につきましては、第1項に第3号として精神障害者の定義について追加するとともに、第3項、第4項、第5項及び第6項において、それぞれDV被害の項目を追加整理するものでございます。

次に、第3条の改正につきましては、後期高齢者医療制度が適用となる中度障害者と精神障害者を新たに対象に加えるため、支給対象者の定義に係る条文を整理しております。

次に、第4条の改正につきまして、第1項は、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の通院医療費を対象に加え、助成率を3分の2から2分の1へ変更しております。第2項は、新たに加えた後期高齢者医療制度が適用になる精神障害者保健福祉手帳1級所持者、中度障害者への支給内容について整理をし、同じく助成率を3分の1から2分の1へ改めております。

なお、附則につきましては、平成25年10月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用するものでございます。ただし、第2条第3項から第6項までの改正規定は、平成25年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用するものとしております。

以上が今回の主な改正点でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第46号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第2、議案第47号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

それでは、議案第47号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の入札につきましては、長与町建設工事執行規則に基づき16社を指名し、5月24日に入札会を実施いたしました。

その結果、株式会社寺尾工業が9,446万100円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要といたしましては、熱回収施設へのアクセス道路として整備するものであり、長与町西側埋立地を起点部として、終点部を時津町道へ接続する計画であり、全長およそ593メートル区間、幅員9.25メートルを整備するものであります。昨年度から整備を行っており、今回の主な工事の内容といたしましては、道路の造成工約193メートル及び起終点間の下層路盤工約593メートルを施工することとしています。

別紙参考図面として平面図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

今回落札いたしました株式会社寺尾工業の資本金は3,000万円となっております。

工期につきましては、平成25年6月17日から平成26年3月31日までの間を予定しております。

以上が本案の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第47号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから議案第47号の討論を行います。
まず、反対討論ありませんか。
次に、賛成討論ありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第2、議案第47号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の締結についてを採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第3、議案第48号、土地の取得についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長 (吉田慎一君)
議案第48号、土地の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
ゆとりある生活、利便性・快適性の高い生活を支援する居住環境づくりの一環として、平成25年度におきまして、仮称ですけど、多目的広場の整備工事を計画をしております。
これに伴い、平成21年3月31日に西彼中央土地開発公社で都市施設整備事業用地として先行取得しておりました土地について、本年5月23日に、別紙のとおり西彼中央土地開発公社と土地売買の仮契約を締結したところでございます。
そこで、地方自治法及び町条例の規定により、本議案において、用地取得について議会の議決をお願いするものでございます。
なお、公社からの買い戻しの用地面積及び取得額は、9,658.28平方メートル、1億8,714万8,218円でございます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長 (山口経正議員)
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)
18番。それでは、少しお伺いしますが、総務委員会でも以前少し議論をしたところでもあります、改めて本会議の中でお伺いしたいというふうに思います。
まず、この土地の西彼土地開発公社が購入した時期がいつなのか、そのときの土地費用がどれくらいだったのかと、あとここにありますように多目的広場の用地として取得するというところでありますけども、この目的についても少し構想はお伺いしておりました。ただ、そうした予定が既にこの用地をもうそういうふうに活用すると、総務委員会の中ではここでは国体に向けての来場者の駐車場等々に使いたいというふうなこともありましたけども、そうであるならば現状でも駐車場として活用ができる状況でもありますし、その後のこの多目的広場の活用方法というのも既にもう具体的になっていらっしゃるのか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
財務課長。(宮崎 望君)
おはようございます。
河野議員さんの御質問で取得日及び取得時の価格については、財務課の方で御説明いたしたいと思えます。取得年月日は、平成21年3月31日で、公社の方が取得しております。そのときの取得価格ですけども、今回議案で上がってる2筆について申し上げますと面積が9,658.28平米で、取得価格が1億7,924万8,082円でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長。(道端和彦君)
買い取り後の土地利用の目的、活用方法という御質問ですが、活用方法については多目的広場の整備計画ということで、幅広い年齢層で利用できるような環境と潤いと安らぎを与える空間を基本として整備していきたいと考えております。それでこの多目的広場の要素としましては、駐車場にも利用でき、そして児童遊具を配慮したエリア、またはバスケットエリア、フットサルエリア、ゲートボールエリア、こういう内容で関係所管と協議をして、これから青写真をつくっていききたいというふうに考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)
18番 (河野龍二議員)
活用については今後協議していくということですけども、ぜひ今後そうい

う対象になる町民の皆さんともどういう形がいいのか、そういう機会を設ける考えは、関係機関とということですからあるのかなというふうに思うんですけども、その辺をちょっと具体的に考えてらっしゃるのか、ぜひ考えていただきたいというのあわせて御答弁いただきたいというふうに思いますけども。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長

(道端和彦君)

この整備事業につきましては、社会資本整備事業交付金という形で整備を行ってまいりたいと考えております。この交付金事業の採択要件等々もございいますので、駐車場一本だけではだめということで、いろんな要素を絡めたところで検討していきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

町民の声は、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第48号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第4、議案第49号、町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第49号、町道路線の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案の後に位置図、路線図を添付しておりますが、路線図では起点を丸、終点を三角で表示しておりますので、御参照をいただきたいと思います。

本議案は、道路法第10条第1項及び第3項の規定により、町道路線の廃止をお願いするものでございますが、廃止路線は、高田郷の町道自由が丘団地線及び三根郷の町道三根松尾原線でございます。

町道自由が丘団地線は、延長641.7メートル、平均幅員6.2メートル

の町道として認定しておりますが、高田南土地区画整理事業に関連した道路整備に伴い新たに認定を行うため、現町道の廃止を行うものでございます。

町道三根松尾原線につきましては、延長33.5メートル、平均幅員8.8メートルの町道として認定しておりますが、長崎県が施工する都市計画道路吉無田三根線の拡幅計画に伴い、道路形状が変更となり新たに認定を行うため、現町道の廃止を行うものです。

今回廃止をお願いする路線につきましては、いずれも改めて町道路線としての認定を議案第50号により提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第49号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第5、議案第50号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第50号、町道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

議案の後に位置図、路線図を添付しておりますが、路線図では起点を丸、終点を三角で表示しておりますので、御参照ください。

本議案は、道路法第8条第2項の規定により、町道路線の認定をお願いするものでございますが、認定する路線は、高田郷の町道自由が丘団地線及び三根郷の町道三根松尾原線でございます。

町道自由が丘団地線は、高田南土地区画整理事業に関連した既存団地としてのアクセス道路整備計画に伴い、新たに認定を行うもので、旧認定町道からの延伸部分の延長が74.8メートル、整備後の総延長716.5メートル、平均幅員は6.2メートルとなる予定であります。

町道三根松尾原線は、長崎県が施工する都市計画道路吉無田三根線の拡幅計画に伴い道路形状が変更となるため、新たに認定を行うもので、延長72.4メートル、計画幅員6メートルの町道となる予定であります。

以上、2路線の町道認定につきまして、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第50号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第6、議案第51号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

議案第51号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,451万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を112億3,850万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。

歳入の14款県支出金では、長崎県住宅性能向上リフォーム支援事業補助金を新規で計上いたしております。

17款繰入金では、財源調整のための財政調整基金の繰り入れ及び町民文化祭50周年記念事業の一環である郷土芸能大会の開催に伴い文化振興基金の繰り入れを計上いたしております。

19款諸収入では、一般コミュニティ助成金及び先ほど御説明いたしました町民文化祭50周年記念事業に対する長崎県市町村振興協会地域活性化支

援事業助成金を計上いたしております。

続きまして、2ページの歳出の主なものを御説明をいたします。3款民生費では、制度改正に伴う福祉医療費システム改修業務委託料を、4款衛生費では、コミュニティ助成事業補助金を、6款農林水産業費では、自然災害防止事業に伴う地元負担金を、8款土木費では、町道等維持工事に伴う補償費及び住宅性能向上リフォーム支援事業に伴う経費を、9款消防費では、町の地域防災計画の見直しに伴う業務委託料を、10款教育費では、町民文化祭50周年記念事業に伴う経費及び一般コミュニティ助成事業補助金を計上いたしております。

以上が補正予算(第1号)の主な内容でございます。

議案の後に平成25年度長与町一般会計補正予算(第1号)に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくお願いをいたします。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番 (吉岡清彦議員)

19番。じゃあ、説明書の10ページからお願いします。4款衛生費の清掃費のところでコミュニティ助成事業で330万ありますけども、この内容についてより詳しくお願いいたします。

次に、12、13に入りまして、教育費の文化振興費、50周年ということですが、よりこれの内容を詳しくお願いしたいと思います。

もう一つ、次の保健体育の方のまたコミュニティで出てますけども、先ほどの10、11ページでも同じようなコミュニティで出ております。これ衛生の方ですけど、今度は保健体育の方ですけども、内容についてより詳しくお願いしたいと思います。

それともう一つ、私も今度補正に上がるのかなと思って期待しておったわけですけども、街灯がもう1カ月たってもついてないという状況の中で、どういう形でこういうのを解消していくのか。臨時的な予算でもつけてもらえばなと思うわけです。町長について、その点の決断をよろしく。この1年間いろんな形で要望してるものがなかなか解決しない、そういう状況の中でちょっと町長のそういう心構えをお聞きしたいと思っております。以上、よろしくお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部 (益富雅彦君)

理 事 お答えいたします。

衛生費の19節補助及び交付金の中のコミュニティ助成事業補助金につきましてですが、現在進めております熱回収施設の整備事業におきまして地元対策ということで地元と協議を行ってきたところでございます。その中で齊

- 議 長 (山口経正議員)
 吉岡議員に申し上げます。本補正予算の質疑の範囲を超えておりますので、注意いたします。
 ほかに質疑ありませんか。
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 ただいま議題となっております議案第51号は、総務常任委員会に付託します。
 お諮りします。
 ただいま総務常任委員会に付託しました議案第51号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
 御異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
 異議なしと認めます。
 よって、議案第51号は、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
 日程第7、議案第52号、町長、副町長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例を議題とします。
 本案について、提案理由の説明を求めます。
 町長。
- 町 長 (吉田愼一君)
 議案第52号、町長、副町長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
 本案は、地方公共団体における給与減額支給措置に関する国からの要請及び平成25年3月29日成立しました地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律による町の財政に対する影響にかんがみ、町長、副町長及び教育長の給与について特例を定め、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、減額を行うものでございます。
 それでは、主な内容について御説明を申し上げます。
 第2条及び第3条は、町長、副町長及び教育長の給料月額について、条例で規定する額よりそれぞれ10%を引き下げるものでございます。
 第4条は、減額の算定に当たり1円未満の端数が生じたときは切り捨てを行うものでございます。
 附則といたしまして、第1項で施行期日を平成25年7月1日とし、第2項では本条例の制定に伴い、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の規定について、条文の整理を行うものでございます。
 御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
- 議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。
 18番 (河野龍二議員)
 18番。じゃあ、この議案については、今回この臨時特例に基づいて減額される金額がどれくらいになるようになってますか、そのことをちょっとお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
 総務課長。
 総務課長 (古賀 洋君)
 この条例に基づくいわゆる三役の減額見込み額が約300万円ほどというふうに試算をいたしております。失礼しました。申しわけありません。200万円ほどでございました。申しわけありません。

議長 (山口経正議員)
 ほかに質疑ありませんか。
 17番、西田 敏議員。
 17番 (西田 敏議員)
 新聞等では平戸市あたり出ておりますけれども、パーセントがそれぞれちょっと違うようなんですけど、これは例えば長与町あたりも町村会とかそういうところで大体パーセンテージは調整をしたりしてやったものなんか、それとも裁量によって任されておられるのかということちょっとお聞きしたいと。

議長 (山口経正議員)
 総務部長。
 総務部長 (中山祐一君)
 この三役の給与にしましては、一応長崎市、時津町、その辺と同じ率で減額という形をさせていただいております。

議長 (山口経正議員)
 ほかに質疑はありませんか。
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 ただいま議題となっています議案第52号は、総務常任委員会に付託します。
 お諮りします。
 ただいま総務常任委員会に付託しました議案第52号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
 御異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第8、議案第53号、長与町職員の給与の臨時特例に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第53号、長与町職員の給与の臨時特例に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

本案は、地方公共団体における給与減額支給措置に関する国からの要請及び平成25年3月29日成立した地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律による町の財政に対する影響にかんがみ、一般職の職員の給与について特例を定め、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、減額を行うものでございます。

それでは、主な内容について御説明を申し上げます。

第2条は、一般職の職員の給料月額について、1級及び2級の職員については4.77%、3級から6級までの職員については7.77%、7級の職員については9.77%を条例で規定する額より引き下げるものでございます。あわせて管理職手当については10%を引き下げ、時間外勤務手当、休日勤務手当等については勤務1時間当たりの給与額を給料月額の引き下げに合わせ減額するものでございます。

第3条及び第4条は、職員の育児休業等に関する条例及び長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例についての特例を定めるものでございます。

第5条は、減額の算定に当たり1円未満の端数が生じたときは切り捨てを行うものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成25年7月1日とするものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

今回のこの職員の方についても交付税法の関係でこうなったわけでしょうけれども、まずこの表で見ますと4.77%とかありますけど、これ平均でというよりも総額、あと手当等にも関連してしますので、今回の削減の金額ですね、それと交付税との関係、交付税が大体減額が幾らに対して今回の措置を講じればどれくらいの金額になるのか、それをお伺いします。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

まず最初の1点目、議員さんも御案内のとおり長与町の職員の給料は、条例の一番最後に給料表というのがありまして、その1級、2級については100分の4.77という減額をしますという決まりをこの条例で別にうたっております。同じように3級から6級までは100分の7.77、これはそのまま掛けた金額を減額するというふうに考えていただいて結構です。

あと2点目の質問、影響額については、まず先ほど御説明申し上げました特別職分が約200万ということで、残り職員分の影響額が、まず計算が可能な分として5,100万円程度減額されるということで考えてます。計算ができるというのは、できない分というのは何があるかということですが、時間外勤務手当というのはこの減額に引きずられて差額、減額される形になります。この時間外は、御案内のとおり実績に基づいて支給するものですから、少し試算が難しいんですけど、昨年並みの実績を置きかえて考えたときに約300万ほど落ちるのではないかと思っておりますので、合わせますと5,400万ほど減額になる、これは試算でございます。

また、一方、交付税に対する影響は、これは地方交付税の基準財政需要額を減額しているという国の言い方です。これにつきましては長崎県から試算額をもう提示されてますので、それを合計しますと減額する要素の分が6,770万ほど落ちるとのことですね。それとは別にプラス分が1,240万ほどありますので、これを合わせますと5,530万ほど減額されるという計算になっております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

これは今まで国家公務員とか、それから県の公務員とか、県職ですね、こういう人たちは身近じゃないもんですから、しょうがないかと思っておりましたけど、今回目の前におられる職員の皆さん方にも影響するような問題で、二、三この議案が出たときに職員の皆さん方にはちょっとお聞きしましたけど、非常にやっぱり苦しい。大体概算で幾らになるのか、1人3万前後かなと思っておりますけど、月額でですね、その場合に先ほどちょっと各自治体の裁量もある程度あるのかと。例えば自治体によってもいろいろ財源というか、財政力もちょっと違いますよね。特に私もサラリーマンでしたからあれですけども、定年退職前のこの1年間、先日は退職金の400万の減額というのも今度適用されるそうですけれども、例えば長与町独自で定年退職1年を切った人たち対象は、そういう人たちは町の裁量で減額を免除するとか、都合のいいと言えれば都合のいいですが、そういう自治体ごとの裁量ができるのかできないのか。やろうと思えばできたのか、その辺のお考えをお伺いします。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

ちょっと答えにくい部分もあるんですが、裁量というのは各自治体あろう

かと思えますけれども、国の方もこの率を示してますし、当然県の方もそれに伴ってしてますので、この率を操作するとなるとその根拠、そういったものを国、県に示さないといけないという形になってくるでしょうし、一応課長が申しましたように交付税のがまず減額が6,700万程度影響があるだろうということで、それと同額ぐらいの給与削減をする必要があると。それをちょっと操作をしまして、穴埋めが物すごく足りなくなった場合には長与町にそういった財政的な余裕がひどくあるんじゃないかというような判断もされる可能性もありますので、もしかしたらどこかでペナルティーがあるのかなという心配もございますので、今回は国、県が示してる率で算定をさせていただきます。

議 長 (山口経正議員)
西田議員。

17番 (西田 敏議員)

もう一つお伺いしますが、もうこれまで公務員は地方公務員も人勧の指示によって毎年毎年みたいに給与下がってきとるわけですが、ここ数年で、10年ぐらい、五、六年前ぐらいからですかね、俗に平均で年収が何十万も下がってきたということがよく職員から聞かれますけれども、その辺の把握、平均で大体5年、ここ数年でどれくらい一時と比べれば減収になったのかをつかんでおられればちょっとお聞きしておきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

そういったデータとっておりませんので、申しわけございません。

議 長 (山口経正議員)
ほかに質疑ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

本議案は総務委員会に付託される予定ですが、町長がおられるこの本会議で少し町長の考えをお伺いしたいというふうに思います。

この職員給与の削減については、先ほど同僚議員からも国の方で地方交付税を削減をするということで、それで職員の給料の削減を行いということで、これに対して地方六団体、いわゆる知事会だとか、議長会だとか、町村会だとかというところからことしの1月27日にかなり厳しい抗議の文書が出ております。その内容は、地方公務員の給与は、そもそも議会や住民の意思に基づいて地方が自主的に決定すべきだと。国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であると。ましてや地方交付税を国の政策目的を達成する手段として用いることは地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではないというふうに厳しい意見を上げておられるわけですね。

そういう中で全国的にもこうした対応を迫られてるんですが、町長にお伺いしたいのは、この議案に対する対応は、今回提案されたこの議案ですけど

も、本質的なところで今回のこうしたことが許されていていいのかどうなのかというところを町長の考えなりをお伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃったように、私としましてもこの職員さんの給料を下げるというのは非常にはばかれるものでありまして、本来であれば下げたくもありませんし、下げるべきでもないと思います。まして総理が言っておられるように非常に国内の景気の活性化というためにも各法人の方でも給与を上げてきてというようなことがありますので、私どももそう思いまして、それで町村会としてもかなり抵抗はいたしました。スクラムミーティング等々でもそういった話題が出まして、これはやはり町の中で裁量で決めていかないと、それは国からの一方的な通告で下げるといのはいかがなものかというようなことで、各町長さんもそう思っておられますし、私もそう思っております。

ただし、今回こういう形で交付税が下げられるというようなことがございまして、これは町民全体の不利益にかかわる問題でありましたので、私もこれは下げることはいかんとは思いつつも、やはり交付税が下げられて町民のための部分が不利益になってくると困りますので、今回はこういう形の措置をさせていただいたということでございます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

非常に憤りを感じてるどころだというふうに思いますが、少しその中で今回のこの、先ほど少し答弁もありましたけども、独自の一定の基準に基づいて給料の下げ幅を少なくしたらデメリット部分が出てくるんじゃないかというふうなところもありましたが、もう一つその辺でちょっとお伺いしたいのは、今回のこの地方公務員の給料の削減に一定の成果を見せないと、これはある資料で見たんですが、いわゆる先ほど言われた交付税の問題も出ましたけども、ほかの補助金等に影響があるというのが出されてるんですけど、詳しくちょっと言いますけども、地方元気づくり事業費という、これは公共事業に対する補助金の上乗せ分が予想されてますけども、これが自治体の人件費削減努力に基づいて算定されるというふうなことをちょっとお伺いしてるんですけど、これは事実ですかね。この辺があるならばちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

先ほど影響額のお話をさせていただいた中に減額分が6,700万程度ありますと、それ以外にプラス要因が1,200万程度ありますとお話しした部分が今、議員さんがおっしゃった元気づくり分になってます。これにつき

ましては、おっしゃるように例えば職員数が過去から減ってきたかどうかとか、そういう視点で計算をするようになってます。ですから我々長与町の1,200万程度が他の自治体と比べて多いかということ、そうではないというふうな結果になってるんじゃないかと思ってます。これあくまでも県が示してる試算なので、7月の交付税の正式な算定内容見ないとはっきり金額は出てきません。以上でございます。

議長 長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

非常にこの部分でも成果に基づいていろんな対応していくという意味では今の国の政策そのものに私も本当に怒りを感じるんですが、そこで先ほども少し出ましたけども、今回交付税を削減されるということで6,770万と、それに見合う人件費の削減ということですが、人件費の削減をしなければその分一般財源にしわ寄せが来るというふうな予測をされますけども、これ仮にこうした手続をしない場合、先ほどデメリット等があるかもしれないということですが、この交付税の分も減額されるというふうな形になるんですか。先ほど1,240万、仮に今回の給与の減額をしないという場合には、これも含まれるという形になるのかどうなのか。そのほかにも影響が出てくるものなのか、その予測できるものがあれば少しお伺いしたいというふうに思います。

議長 長 (山口経正議員)
総務課長 総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

現在示されております県からの試算額の上では、減額影響額が6,700万とか、元気づくり分のプラス要因が1,200万と、それが減額がしないから元気づくりがなくなるというような内容の示し方はあっておりません。

議長 長 (山口経正議員)
ほかに質疑ありませんか。

3番 (内村博法議員)

私は、3月の議会でこの点に関して一般質問しましたけども、まず国家公務員との給与との比較でラスパイレス指数が使われてるわけですよ。去年の時点では長与町は108.7だったんですよ。平均給料月額が32万2,400円ということでした。今回新しい情報ではどういうふうになってるか教えていただきたいと思います。

議長 長 (山口経正議員)
総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

ラスパイレス指数は、毎年4月1日現在で国と地方の給料を比較すると、大まかに言えばこういうことになるんですが、まだ25年4月1日のラスが正式に出ておりません。ここでお示しはできないんですけど、仮にラスが出

たときに今度もう一回7月1日現在を国の方でははじくというふうに言ってますので、その時点でもう一回比較がなされるんじゃないかというふうに考えてます。

議 長 (山口経正議員)
内村議員。

3 番 (内村博法議員)
それと今回は月額削減の条例が出とるんですけども、期末手当の方には影響しないのかどうか確認したいと思います。

議 長 (山口経正議員)
総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)
期末手当及び勤勉手当につきましては、減額前で計算することになります。

議 長 (山口経正議員)
内村議員。

3 番 (内村博法議員)
もう1点お伺いしたいんですけども、今回削減率ですかね、2級以下ですが、これは削減率が低いんですけども、これは若年層を配慮したということでしょうか、これ確認します。

議 長 (山口経正議員)
総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)
国に準じた取り扱いをベースに考えておりますが、実際にそういう配慮があつてるものと我々も理解しております。

議 長 (山口経正議員)
ほかに質疑ありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第53号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第53号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、6月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

なお、10時40分より全員協議会を会議室で行います。議員の皆様方はお集まりください。

(散会 10時27分)